

令和 8 年 3 月 定例会
建設産業委員会審査報告書（概要）

建設産業委員会に付託されました諸案件について、去る 10 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 14 号 江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について審査しました。

附則において、施行日を令和 8 年 9 月 24 日としている理由と、このタイミングで条例を改正する理由は何か、との質疑があり、「地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」において、施行日が令和 8 年 9 月 24 日と定められていること、また、この政令が令和 7 年 11 月 28 日付けで公布されており速やかに条例改正を行うためです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 15 号 江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について及び議案第 27 号 市道路線の認定及び廃止について、それぞれ審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 28 号 令和 7 年度江南市一般会計補正予算(第 9 号)について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、経済環境部環境課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、農政課について審査しました。

担い手育成支援事業について、事業費が減額となった理由は何か、との質疑があり、認定新規就農者に対し交付する農業人材力強化総合支援事業費補助金の経営発展支援事業は、当初、補助対象者を 4 名で予算計上していましたが、1 名が補助要件を満たさなくなったことから 750 万円が減額となり、また、残りの 3 名についても購入した農機具等の実

績により、予算上限額まで活用されなかったことから、182万4,000円を減額するものです、との答弁がありました。

農業者経営安定化事業について、事業費が減額となった理由は何か、との質疑があり、江南市農業者物価高騰対策支援金は、当初153件の申請で765万円の支出を想定していましたが、実績は60件で300万円の支出と申請件数が伸びなかったことが原因です。この要因としては、他課で実施していた江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金等の交付者については重複で交付しないとしていることから、これらの支援金の交付を受けたことにより申請しなかった方が想定以上に多かったことが考えられます、との答弁がありました。

宮田導水路上部整備事業について、事業費が増額となった理由は何か、との質疑があり、遊歩道等を整備している県営事業が、今年度末の事業完了に向けて雑工などの事業費を増額したため、市の負担金も増額となったものです、との答弁がありました。

県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）負担事業について、残りの事業延長はどれくらいなのか、また、今後の施工予定はどうなっているのか、との質疑があり、この県営事業は老朽化した畑地かんがい用水管の本管を更新するもので、県は今年度から工事着手しており、残りの事業延長は約10キロメートルです。また、来年度の施工予定箇所は2か所で、順次工事を進めていくと聞いています、との答弁がありました。

次に、商工観光課について審査しました。

江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業について、事業費が減額となった理由は何か、との質疑があり、当初の見込みを上回る申請があり、令和7年9月定例会において1,900万円の補正予算をお認めいただきましたが、最終的に重複申請や市税の滞納などの理由により交付要件を満たさないケースがあったため減額するものです、との答弁がありました。

市内事業者のうち、当初7割程度の申請を見込んでいたとのことだが、最終的にどれくらいの割合の申請があったのか、との質疑があり、8割を超える事業者から申請がありました、との答弁がありました。

次に、企業誘致推進課について審査しました。

新工業用地整備事業基金管理事業について、積立金 2 億円が計上されているが、厳しい財政状況の中、このうちの一部は他の事業に充てるべきではないか、との質疑があり、曾本地区工業用地整備事業については、周辺道路整備や埋蔵文化財発掘調査などに多額の事業費が必要となり、また、事業期間が長期にわたることから、年度間における財政負担の平準化を図る必要がある、財政当局との協議により、事業を推進していくための財源を確保する目的で積立てるものです、との答弁がありました。

今後も基金の積立てを続けていく予定はあるのか、との質疑があり、基金の積立ての予定は決まっていますが、事業を円滑に進めるために、積立てを継続し財源を確保していきたいと考えており、財政当局と引き続き協議を続けていきます、との答弁がありました。

愛知県企業庁の開発決定がされていない段階で、このように多額の基金を積立てるのは時期尚早ではないか。また、周辺道路整備や埋蔵文化財の調査に要する多額の事業費は、現在の市の財政状況を踏まえると大きな負担であり、今進めるべきなのか一度立ち止まって考えてはどうか、との質疑があり、曾本地区は今年度、愛知県企業庁の開発検討地区に位置づけられ、開発決定に向けて取り組んでいる段階ですが、この先長期間にわたって多額の事業費が必要となることを踏まえ、安定した財源を確保するため、財政当局と協議したうえで基金を積立てるものです。市内の雇用創出と安定的な自主財源の確保を図り、本市の地域経済の活性化にも大きな影響を与えるものであるもので、しっかりとこの事業を前に進めていきたいと考えています、との答弁がありました。

曾本地区にどのような企業が来るのか決まっているのか、との質疑があり、誘致する企業は決まっていますが、事業の進捗に併せて企業誘致活動にも取り組んでいきます、との答弁がありました。

曾本地区の整備を進めることに反対ではないが、現在の財政状況を考慮し、5年から10年ほど延期することも検討してほしい、との要望がありました。

基金に関して、愛知県企業庁からいつまでにどれくらいの額を積立てておくことが望ましいといった目安は示されているのか、との質疑

があり、基金の積立てについて企業庁からの意見等はありませんが、企業庁から示された開発区域内の造成事業のスケジュールに合わせて埋蔵文化財発掘調査や道路等の周辺整備の実施時期を踏まえた事業費を想定しており、必要となる財源を確保していきます、との答弁がありました。

次に、水道部水道課、下水道課及び都市整備部土木課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、都市計画課について審査しました。

いこまいC A R 運行事業について、いこまいC A R 運行事業負担金を増額補正する理由は何か、との質疑があり、令和7年4月から福祉タクシーチケット助成制度との並行登録が可能となり、利用登録者が前年度から約1,000名増加したことで運行便数も増加していましたが、令和7年12月のタクシー運賃改定により、運行便数は減少に転じたものの、年度内の運行便数は昨年度より増加する見込みとなり、負担金の増額が必要となったものです、との答弁がありました。

バス関連事業について、江南市生活交通バス路線維持費補助金が昨年度より増額した原因は何か、との質疑があり、物価高騰に伴う燃料費等の増加に加え、江南・病院線の令和7年4月からフラワーパーク江南までの路線延伸に伴う運行経費の増加と、江南・病院線、江南団地線の利用者減少に伴う経常収益の減少により、補助金が増額となったものです、との答弁がありました。

次に、都市整備課について審査しました。

江南駅東バリアフリー整備事業について、「Home & n i c o ホール（江南市民文化会館）」南西交差点の点字ブロック設置のほかどのような整備をするのか、との質疑があり、江南駅東側からHome & n i c o ホールまでの当該交差点や各枝道との交差点28か所の視覚障害者用点字ブロック設置や一部歩道の段差解消、ガードパイプの整備をするものです、との答弁がありました。

都市計画道路整備事業（木曾川古知野線）について、減額補正する理由は何か、との質疑があり、工事に伴う建設発生土について、他市の事業で利用することが可能となり、予定していた建設発生土の処分費が不要となったことなどから減額するものです、との答弁がありました。

都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）について、減額補正する理由は何か、との質疑があり、愛知県企業庁が実施している測量の成果の一部を利用できることとなり、予定していた測量の一部が不要となったことなどから減額するものです、との答弁がありました。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 30 号 令和 7 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について審査しました。

延滞金はどのような内容か、との質疑があり、清算金を期限までに納付できなかった方に対し延滞金を徴収したものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 32 号 令和 7 年度江南市水道事業会計補正予算（第 6 号）について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 33 号 令和 7 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について審査しました。

過年度損益修正損として計上された、消費税及び地方消費税の修正申告に係る費用の 1,226 万 9,000 円については、税務署への手続きを怠った J V 側に大きな責任があり、市は J V にその費用を請求すべきであると考えますが、現在どのような状況であるのか、との質疑があり、事案の発生以降、市の顧問弁護士に相談を行っており、同様の事案が発生している他自治体の動向を注視しながら、顧問弁護士の意見を参考にし、慎重に対応を検討していきます、との答弁がありました。

今回の過年度損益修正損について、全額を市が負担することは市民の理解が得られないので、半分以上が J V 側の負担となるよう請求し、市の負担を減らしてほしい、との要望がありました。

過年度損益修正損を計上することとなった経緯は何か、との質疑があり、下水道事業会計では例年、小牧税務署に対し消費税及び地方消費税の申告をしていますが、令和 5 年度及び 6 年度に契約を締結してい

た2つの工事について、工事を受注したJVがインボイスを発行するために事前に税務署へ提出する必要があった「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出しておらず、市がJVより受領した請求書がインボイスとして認められないため、消費税及び地方消費税について修正申告を行うよう小牧税務署より指導があり、修正申告に伴い納付する必要が生じる消費税及び地方消費税と延滞税を計上したものです、との答弁がありました。

市に提出された請求書がインボイスとして認められないことについて、小牧税務署からの指導があるまで市は認識していなかったのか、との質疑があり、そのとおりです、との答弁がありました。

過年度損益修正損の発生について、市職員の怠慢も一因であると考えるが、最終的な責任の所在について、どのように考えているのか、との質疑があり、市がJV側に届出書の提出の確認を行っていれば今回の事案の発生を防ぐことができたと考えられますが、税務署への届出書の提出を含むインボイス制度の周知及び指導等については税務署にその責務があると考えられ、市職員に明らかな業務上の過失があったとは考えていません。市の今後の方向性については、同様の事案が発生している他自治体の動向を注視しながら、顧問弁護士の意見を参考にし、慎重に対応を検討していきます、との答弁がありました。

JVによる税務署への届出書が未提出であったことについて、知り合いの税理士に意見を求めたところ、JV側に落ち度があり、JVの顧問税理士の知識不足が原因ではないか、との意見を受けた。また、JVが発行するインボイスに記載されるインボイスの登録番号は、JVを構成する代表構成員である事業者の既存の登録番号が記載されるため、市が提出されたインボイスが適切であるか判断することは困難であると考えるので、JVに対して3分の2、または少なくとも半分を負担するよう請求してほしい、との要望がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第34号 令和8年度江南市一般会計予算について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、経済環境部商工観光課について審査しましたが、質疑はあり

ませんでした。

次に、企業誘致推進課について審査しました。

企業誘致等推進事業について、企業再投資促進補助金の上限額の引き下げを予定しているとのことだが、どのように見直すのか、との質疑があり、現行の制度では固定資産取得費用の最大8から10%、上限10億円を補助することとしていますが、令和8年4月1日以降は補助限度額を中小企業者においては4億円に、大企業・中堅企業者においては市と県合わせて4億円に引き下げを予定しています、との答弁がありました。

大企業に交付する場合は市と県が半額ずつ負担するというのか、との質疑があり、中小企業の場合は、まず市が全額を交付し、その後で県が市に半額を支払い、大企業・中堅企業者の場合は市と県がそれぞれ企業に半額ずつ直接交付することになります、との答弁がありました。

県と市町村の交付割合を、市町村の財政状況に合わせて見直してもらえるよう県に提案してほしい、との要望がありました。

企業再投資促進補助金の予算額2億7,647万5,000円に対し、中小企業再投資促進奨励金は予算額19万5,000円と少なく、市内に数多くある中小企業を支援するには不十分なので、配分を見直すべきではないか、との質疑があり、企業再投資促進補助金は対象事業として認定されるためのハードルが高いことから、補完する制度として中小企業再投資促進奨励金を設けたもので、本予算でお願いしている中小企業再投資促進奨励金は、事業所の新增設により3年間交付を受けられる企業への2、3年目の交付分のみであり、令和8年度からの新規交付分については、交付額の基礎となる固定資産税等の税額確定後、6月定例会補正予算でお願いをする予定です、との答弁がありました。

次に、農政課について審査しました。

担い手育成支援事業について、農業人材力強化総合支援事業費補助金の内容はどのようなものか、との質疑があり、令和3年度までに補助採択された認定新規就農者に交付する農業次世代人材投資資金（経営開始型）として、対象者1名に対し120万円、4年度から補助採択された認定新規就農者に交付する経営開始資金として、対象者3名に対し450万円、夫婦で認定を取得された対象者1組に対し225万円を交付す

る予算となります、との答弁がありました。

次に、環境課について審査しました。

住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業について、事業費が前年度から減額となった理由は何か、との質疑があり、市の財政状況を踏まえた事業見直しに伴い、蓄電池の設置に対する補助基数を減らすこととしたものですが、需要が高い設備に関しては、自主的に設置することが一定程度見込まれると判断したためです、との答弁がありました。

資源ごみ回収関係助成事業について、資源ごみ収集容器設置・管理協力金は、利用世帯数を加味した積算へ見直す検討をしたか、との質疑があり、この協力金は、資源ごみ集積場所の箇所数に応じて積算することとしており、利用世帯数を反映することは考えていません、との答弁がありました。

ふれあい収集事業について、事業費が前年度から増額となった理由は何か、との質疑があり、会計年度任用職員の報酬単価が増額となったためです、との答弁がありました。

利用者の要件の内訳はどのようになっているか、との質疑があり、要介護1が26名、要介護2が23名、要介護3以上が15名、身体障害者1・2級が20名、身体障害者3級の視覚障害と肢体不自由が11名、知的障害療育A判定が1名、その他が4名となっています、との答弁がありました。

要支援の方など本来対象とならない方でも、排出が困難な場合は、制度を利用することができるか、との質疑があり、面談等により状況を把握し、柔軟に対応しています、との答弁がありました。

現行の収集人員体制で何世帯まで収集ができるのか、との質疑があり、現状は77世帯の利用がありますが、120世帯くらいまでは対応可能と考えています、との答弁がありました。

浄化槽設置整備事業について、事業費が前年度から大きく減額となった理由は何か、との質疑があり、市の財政状況を踏まえた事業見直しに伴い、合併処理浄化槽への転換に対する補助額の増額分を30万円から20万円に減らすこととしたものですが、これまでの実績から、増額分を減額しても転換は促進できると判断したためです、との答弁がありました。

次に、都市整備部都市計画課について審査しました。

いこまいC A R 運行事業について、いこまいC A R 運行事業負担金を昨年度より増額した理由は何か、との質疑があり、令和7年12月からのタクシー運賃改定の影響を考慮し増額したものです、との答弁がありました。

迎車料金を令和8年度も市で負担してもらえるのか、との質疑があり、市で負担します、との答弁がありました。

次に、都市整備課について審査しました。

交通結節点整備事業（布袋駅東地区）について、排水路整備工事費はどのような積算によるものか、との質疑があり、市道東部第280号線の下に埋設排水管を設置する工事として積算しています、との答弁がありました。

布袋駅前管理事業について、エスカレーター事故が起きた場合、布袋駅が土日祝日に無人駅化されたことで、市が責任を問われることのないよう、名古屋鉄道株式会社に対し常時駅員を配置するよう交渉することはできないか、との質疑があり、土日祝日の無人駅化は名古屋鉄道株式会社の方針として実施されたものと認識しています、との答弁がありました。

市として、布袋駅周辺に賑わいを求めるのであれば、布袋駅へ駅員が配置されるように名古屋鉄道株式会社と交渉してほしい、との要望がありました。

江南駅周辺交通環境改善対策事業について、交通環境改善対策工事はどのような内容か、との質疑があり、江南駅前広場の社会実験として、江南駅前ロータリー内の送迎車両等と通過交通による交錯を解決するために、江南1号踏切から西へ続く江南駅停車場線とのラインで物理的に遮断する案として、仮設ガードレール等の設置工事を想定したものです、との答弁がありました。

物理的に遮断した場合に、バスは通行できるのか、との質疑があり、遮断した場合でも、バスやタクシー、一般車両が通過できるように仮設ガードレールの設置を考えています、との答弁がありました。

駅利用のため市道芳池線を通して駅へ送迎するなど、一般の方が駅を利用する場合は、どのようなルートで送迎することになるのか、との

質疑があり、市道江南通線を經由して、江南駅西信号交差点から駅ロータリーへの進入となります、との答弁がありました。

市道江南通線の歩車分離信号により渋滞しているところに、市北部からの駅利用交通が重なり、更に交通量が増えると思われるが、どのように考えているのか、との質疑があり、市道江南通線の交通量増加が想定されますが、市としては江南駅前ロータリー内の送迎車両等と通過交通による交錯への対応として、通過交通の排除を目指していきたいと考えていますので、警察とも協議しながら進めていきます、との答弁がありました。

次に、土木課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、建築課について審査しました。

民間木造住宅耐震診断事業及び民間木造住宅耐震補強事業について、耐震診断に係る業務委託料は前年度に比べて増額となっているのに、民間木造住宅耐震改修費等補助金は減額となっているのはなぜか、との質疑があり、耐震診断に係る業務委託料については、診断を行う技術者の労務単価の上昇に加え、耐震性能を詳細に評価する方法への見直しに伴う事務の手間が増えることで1棟当たりの単価を現行の4万7,200円から令和8年度より8万2,500円に増額する旨の愛知県からの通知により積算したもので、民間木造住宅耐震改修費等補助金については、事業見直しにより精査を行った上で、直近の申請実績の3年平均で補助件数を見込んでいますが、耐震改修費補助金の上限額の増額や新たな制度である精密診断法による改修設計費補助金の見直しもしたことで、予算を超える申請がある場合には、補正予算について検討していきます、との答弁がありました。

空家等対策計画策定事業について、次期空家等対策計画策定までのスケジュールはどうなっているのか、また、国庫交付金などの特定財源はあるのか、との質疑があり、令和8年度に江南市全域において空家等実態調査を実施し、実態調査で得た基礎資料を基に、9年度に次期空家等対策計画を策定する予定です。また、実態調査については、国庫交付金が特定財源として補助対象経費の2分の1を上限に充当されますが、計画策定については、現時点では特定財源はありません、との答弁がありました。

今後も空き家は増えていく可能性が高く、空き家による治安の悪化や火災発生危険性の増加する恐れがあるが、今後どのように対応していくのか、との質疑があり、現在も地元区からの通報等で空き家の状況を把握し対応していますが、今後も引き続き地元区の協力を得ながら、空き家の所有者への通知等で適切な管理について促していきま、との答弁がありました。

市営住宅改修事業について、下水道接続工事に伴う特定財源として市営住宅家賃が充当されているが、家賃は高くなるのか、との質疑があり、下水道接続工事に伴う市営住宅家賃の見直しはなく、前年度と家賃算定方法に変更はありません、との答弁がありました。

次に、水道部下水道課と水道課について、それぞれ審査しましたが、質疑はありませんでした。

挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 36 号 令和 8 年度尾張都市計画事業江南市布袋南部土地区画整理事業特別会計予算について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 39 号 令和 8 年度江南市水道事業会計予算について審査しました。

県水受水事業について、受水費が令和 7 年度と比べて幾ら増額するのか、また、県水単価は幾ら増額するのか、との質疑があり、8 年度予算は 7 年度予算より 6,757 万 9,000 円の増額で 16.7% の上昇です。また、県水の立方メートル当たりの単価は、28 円から 32 円で 4 円の増額です、との答弁がありました

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 40 号 令和 8 年度江南市下水道事業会計予算について審査しました。

管きょ布設事業について、枝線管きょ布設工事（社会資本整備総合交付金事業）の整備内容はどのようなものか、との質疑があり、事業計画に基づき中部処理分区の市街化区域に近接した市街化調整区域の面整

備並びに扶桑町地内における流域下水道幹線接続点にマンホールポンプで汚水を圧送することにより、暫定的に供用開始している北部1処理分区の江森・山尻地区について、自然流下への切換えを行うものです、との答弁がありました。

雨水流出抑制事業について、雨水貯留浸透施設設置費等補助金が前年度比で減額となっている理由は何か、との質疑があり、全庁的な事業見直しによるものです、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第41号 令和8年度江南市一般会計補正予算(第1号)について、各課ごとに審査しました。

最初に、水道部水道課について審査しました。

水道料金減額協力金交付事業及び水道事業会計繰出事業(物価高騰対策)について、10か月間の水道料金の基本料金免除の市民への周知の方法はどのように考えているのか、との質疑があり、あらかじめ、市のホームページへの掲載、LINEやメールによる情報発信を行います。また、検針の際にも、各戸に投函もしくは郵送しています「水道使用量等のお知らせ」に内容を記載し、周知を図っていきます、との答弁がありました。

次に、経済環境部商工観光課について審査しました。

江南市地域商品券発行事業について、利用された地域商品券の換金手続きにおける店舗側の負担を軽減する配慮はあるか、との質疑があり、換金手数料については、店舗側の負担がないよう事業費で負担する予定です、との答弁がありました。

換金手続きは店舗側の希望のタイミングでできるか、との質疑があり、換金手続きによる店舗への振込には手数料が発生するため、月に1、2回程度とする予定で、このことについては、事業者への説明会などで周知していきます、との答弁がありました。

期間を区切ったものではなく、経常的な地域商品券を発行することはできないか、との質疑があり、発行する地域商品券の仕様や、市内事業者との調整、経費負担などの課題もあることから、今後、江南商工会議所と協議していきます、との答弁がありました。

封入や発送に係る経費をできるだけ削減できるように、入札などの手続きは予定しているか、との質疑があり、封入等委託料については入札を予定しています。また、発送委託料については、ゆうパックでの発送を想定しており、江南郵便局との契約を予定しています、との答弁がありました。

発送は世帯単位で行うのか、個人単位で行うのか、また、家族の状況に応じた発送にするのか、との質疑があり、経費を圧縮するために世帯単位とし、原則として世帯主の方への発送を予定しています、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 42 号 令和 8 年度江南市水道事業会計補正予算（第 1 号）について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で、建設産業委員会の報告を終わります。